令　和
7年度

令和 7 年 5 月～

いわき市
浜まち宅地再生支援事業

いわき市が運営する「空き地バンク」を利用して土地を売却した方や土地の売買を仲介した宅建業者、住宅を取得した方々に対して、市から補助金を交付します。

「土地を売却した方」向け

□ 空き地バンク仲介手数料支援金　補助額　最大 5 万円

「土地の売買を仲介した宅建業者の方」向け

□ 空き地バンク物件成約奨励金　補助額　5 万円

「住宅を取得した方」向け

□ 空き地バンク登録物件活用支援金　補助額　最大50万円

空き地バンクは、市が土地区画整理事業を行った次の5地区を対象に運営しています。
＜久之浜・薄磯・豊間・小浜・岩間＞

フラ・シティ iWAKI

詳しくは市ホームページをご覧ください。　いわき市　空き地バンク　検索

ＵＲＬ：http://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1581655228366/index.html

□ 空き地バンク仲介手数料支援金

空き地バンクに登録した土地の売買が成立した場合に、その土地を登録した方（土地の所有者等）に対して、指定宅建業者に支払った仲介手数料の一部を補助します。

※令和7年４月１日以降に売買契約が成立したものが対象です。

対象者

空き地バンクに登録した土地の所有者等（※1）で指定宅建業者（※2）に仲介手数料を支払った方

※１：所有権その他の権利により、土地の売却を行うことができる権利を有する方
※２：空き地バンクに登録する際、土地の所有者が選任した宅建業者

補助対象経費

指定宅建業者に支払う仲介手数料

補助額

指定宅建業者に支払った仲介手数料の額または、**５万円**のいずれか低い額

募集数

16件程度

提出書類（補助金等交付申請書のほか、次の書類が必要となります）

⑴ 売買契約書の写し　⑵ 仲介手数料を支払ったことが確認できる書類

※その他、必要により書類の提出を求める場合があります。

□ 空き地バンク物件成約奨励金

空き地バンクに登録した土地の売買が成立した場合に、その土地の売買を仲介した指定宅建業者に対して、奨励金を支給します。

※令和7年４月１日以降に売買契約が成立したものが対象です。

対象者

空き地バンクに登録した土地の売買を仲介した指定宅建業者

補助対象経費

売買の成立に伴う仲介手数料

補助額

５万円（定額）

募集数

16件程度

提出書類（補助金等交付申請書のほか、次の書類が必要となります）

⑴ 売買契約書の写し　⑵ 仲介手数料の支払いを受けたことが確認できる書類

※その他、必要により書類の提出を求める場合があります。

□ 空き地バンク登録物件活用支援金

空き地バンクに登録された土地を取得し、住宅を新築または、新築の住宅を購入した方に対して、建築費や購入費の一部を補助します。

※　令和3年4月1日以降に土地を取得後、住宅を新築又は購入し、令和7年4月1日以降に居住を開始したものが対象です。

対象者

空き地バンクに登録された土地を取得し、自己の用に供するため、住宅を新築または、新築の住宅を購入した方で、次の要件を全て満たす方

＜要件＞

⑴ 当該住宅の所有者であること（持ち分が２分の１を超える者（持ち分が２分の１ずつである場合はいずれか一方）に限る。）
⑵ 当該住宅に居住を開始する年度の翌年度から起算して３年以上定住すること
⑶ 同一世帯全員が補助金の申請日において市税に滞納がないこと（本市に転入する前の所在地において課税される市町村税や特別区税を含む。）
⑷ 国、地方公共団体その他公的団体から、下記の補助対象経費について同様の補助金等の交付または、交付の決定を受けていないこと
⑸ いわき市暴力団排除条例第２条第１号に規定する暴力団、同条第２号に規定する暴力団員または、同条第７号に規定する社会的非難関係者でないこと

補助対象経費

住宅の新築又は購入に係る経費

補助対象住宅：建築基準法等の関係法令に適合する戸建住宅またはマンションであって、その住戸専用面積が福島県住生活基本計画に基づく次の水準を満たしていること
・戸建住宅　：一般型誘導居住面積水準
・マンション：都市居住型誘導居住面積水準（面積が75㎡超の場合は、75㎡）

補助対象外経費　－次の経費は対象となりません－
⑴　土地の取得に要した経費
⑵　居住の用に供する建築物以外の建築または、購入に要する経費（外構工事等）
⑶　併用住宅における住宅部分以外の経費
⑷　消費税及び地方消費税

補助額

補助対象経費の２分の１または、**次の①～③までの合計額**のいずれか低い額

区分	補助額	備考（世帯加算額の要件）
①基本額	30万円	―
②若年世帯加算額	10万円	世帯主が18歳以上40歳未満、または18歳未満の方がいる世帯
③市外移住世帯加算額	10万円	市外から本市に移住し、かつ住民票を異動された世帯

募集数

15 件程度

提出書類（補助金等交付申請書のほか、次の書類が必要となります）

⑴ いわき市浜まち宅地再生支援事業補助金事業計画書（第１号様式）
⑵ 居住に関する誓約書　⑶ 暴力団等でないことに関する同意書
⑷ 同一世帯全員の住民票の写し　⑸ 同一世帯全員の納税証明書
⑹ 住宅の取得に係る工事請負契約書または、売買契約書の写し
⑺ 建築基準法上の確認済証・検査済証の写し　⑻ 建物登記簿の全部事項証明書

※その他、必要により書類の提出を求める場合があります。

申込方法・募集期間

□ 空き地バンク仲介手数料支援金
□ 空き地バンク物件成約奨励金

注）令和7年４月１日以降に売買契約が成立したものが対象です。

申込方法　申込みは随時受け付けいたしますので、補助金等交付申請書に提出書類を添えて、郵送または、持参にて担当課へ提出してください。

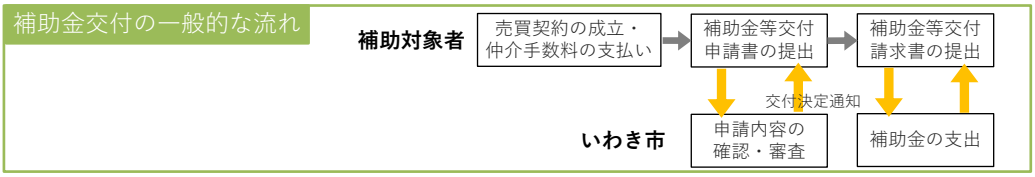

募集期間：令和７年５月12日（月）～令和８年３月31日（火）

先着順とし、予算額の上限に達した場合は、募集を締め切ります。

（予算額の上限に達した日に複数の応募があった場合は、抽選により交付者を決定します。※郵送は当日消印有効）

□ 空き地バンク登録物件活用支援金

注）令和３年４月１日以降に住宅を新築又は購入し、
令和７年４月１日から令和８年３月31日までに居住を開始したものが対象です。

申込方法

- ▶申し込まれる方は、令和７年度空き地バンク登録物件活用支援金申込書（エントリーシート）に必要事項を記入し、郵送または持参にて担当課へ提出してください。
- ▶担当課で、申込み内容の確認・審査を行います。なお、申込者が多数の場合は抽選となります。
- ▶審査した結果について、申込まれた方へ通知いたします。
- ▶補助金の交付対象者に選ばれた方は、住宅を取得し、居住を開始（住民票を異動）した後、速やかに補助金等交付申請書に提出書類を添えて、郵送または、持参にて担当課へ提出してください。

※期限（３月末）までに交付申請書が提出されない場合、補助金を受ける権利はなくなります。

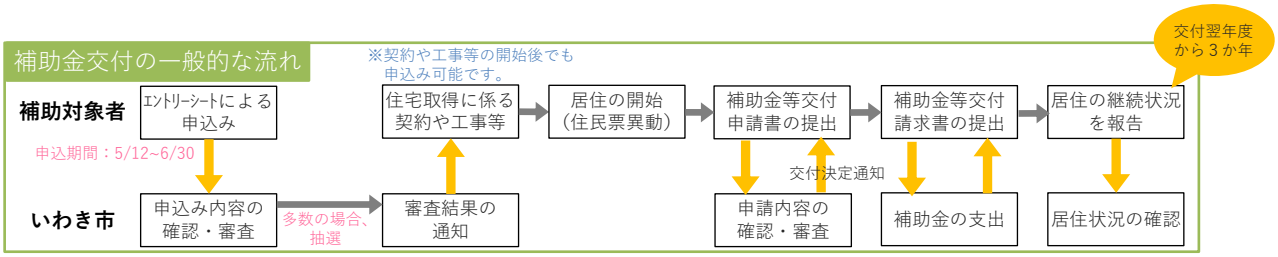

募集期間：令和７年５月12日（月）～令和７年６月30日（月）　※郵送は当日消印有効

※申込多数の場合は抽選とし、募集枠に達しなかった場合は、随時募集（先着順）へ移行します。

エントリーシートや補助金等交付申請書などは、市のホームページに掲載しています。

検索　いわき市　浜まち宅地再生支援事業

ＵＲＬ：https://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1710242347817/index.html

その他利用できる制度

□ 住宅金融支援機構（フラット35）による住宅ローン金利の引き下げ

空き地バンク登録物件活用支援金を活用する方は、住宅金融支援機構による住宅ローンの金利が有利になる場合があります。制度の詳細については、住宅金融支援機構（電話：022-227-5035）にお問い合わせください。

□ いわき市ＵＩＪターン支援事業（移住支援金/最大100万円）

東京23区から、いわき市に移住し、県が運営する就職マッチングサイトに掲載された求人企業に就職した方に支援金が支給されます。支給の要件等、詳しくは市ホームページ「いわき市　ＵＩＪターン」で検索、御確認ください。

＜担当・問い合わせ先＞
いわき市 都市建設部 都市整備課 区画整理係
住　所：970-8686 いわき市平字梅本21番地
電　話：0246-22-1138（直通）E-mail：toshiseibi@city.iwaki.lg.jp

フラ★シティ IWAKI